

監 事 監 査 報 告 書

監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項^{*1}及び第 38 条第 2 項^{*2}の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の 2025 事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2026 年 6 月 23 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監 事 杵野 正明

監 事 宮島 香澄

¹ 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

² 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

記

I 監査の結果^{*3}

1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。
H3 ロケット 8 号機打上げ失敗等に対して、役職員が真摯に受け止め、原因究明・再発防止等に取り組み対処したことを認めます。担当部門のみならず、部門横断による組織的な支援等、自律的な内部統制が効いている状況はマネジメント改革の成果であると考えます。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(2018 年 9 月 3 日設定)」に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

II 監査の方法及びその内容

監事は、「2025 年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第 19 条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第 38 条)について、監事を補佐する監事室とともに、次の通り、監査を行いました。

³ 「独立行政法人の監事の監査報告の記載例について」(総務省行政管理局)に従った書き方とした

1. 監査の進め方

- (1) 監事は、理事長と監事の間の了解^{*4}に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。
 - 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
 - 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
 - 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
 - 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
 - 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。
- (2) 監事は、理事長、副理事長と、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換しました。
- (3) 監事は、人材・組織開発統括会議や情報セキュリティ委員会等の重要案件が議論される会議にオブザーブ参加し、役職員の意見をモニタリングしました。
- (4) 監事は、「監査役監査基準」^{*5}及び「監事監査指針」^{*6}を参考としながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「2025 年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。
- (5) 監事は、上記(1)から(4)までの監査を行うことによって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. 重点監事監査項目

- (1)「マネジメント改革検討委員会」報告書のフォローアップ状況に関する監査結果
 - 各監査対象部署の取組み状況を確認するとともに、人材・組織開発統括会議への出席や人事部との意見交換を通じ、マネジメント改革検討委員会報告書に基づく改善対策のフォローアップ状況を確認しました。人材・組織開発統括会議では、2025 年 3 月に理事会議に報告された取組方針に沿って、役職員間で建設的な議論が進められていることを確認しました。
 - 人材ポートフォリオについて、人材・組織開発統括会議と各部門等間や役員間の議論を踏まえて、事業共通部門及び一般管理部門の人員配置案が設定され、事業実施部門についても、2026 年度夏までの設定に向けて議論が進められていることを確認しました。そのために必要な人材確保についても計画した目標を達成しつつあることを確認しました。人材ポートフォリオの設定に当たっては、必要人材の適正配置という観点で、経営層における議論とコンセンサス形成が重要と考えます。

⁴ 監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、令和 2 年 3 月 19 日改正)

⁵ 公益社団法人日本監査役協会、平成 27 年 7 月 23 日改定版

⁶ 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 平成 26 年 12 月制定

- 人事部によって人材育成プログラムの初版が 2025 年 8 月に制定され、同プログラムに沿った施策が実施されていることを確認しました。各部門、部等においても人材育成計画を設定して独自に研修を実施する等、魅力ある職場の醸成に向けた努力が認められます。一方で、業務監査においては、同プログラムに関し、「マネジメント寄りで専門職キャリアを描きにくい」、「事務系職種のキャリアステップが見えにくい」等の意見が出されています。人材開発担当者会議等において人事部と各部門、部間で職員に必要とされるスキルの明確化等の議論が進められていますので、その対応状況について監査を継続したいと考えます。

(2)「宇宙戦略基金制度」(以下「基金」)の運用状況に関する監査結果

- 各部署の業務監査を通じて、宇宙戦略基金に対する認識及び対応状況を確認するとともに、宇宙戦略基金事業部(以下「基金事業部」)の監査では、宇宙戦略基金制度の運用状況と課題の把握を行いました。
- 業務監査対象部署は、何れも宇宙戦略基金事業の重要性を理解し、FE (Facilitate Engineer)は、基金事業部が制定した「技術開発マネジメントガイドライン」に基づき、公募から実行段階までの職員の関与の在り方に沿って対応する等、適切に実行されていることを確認しました。他方、宇宙戦略基金事業と機構内の研究テーマとの重複確認と対処や、FE で支援している部署のリソース減少への対処といった課題を認識していますが、何れも関係部署で改善が図られていることを確認しました。
- 宇宙戦略基金事業は、2025 年度に第三期が造成されるなど、事業が急速に拡大しており、今後採択されたテーマ、技術課題の執行や SG (Stage Gate) 審査等の規模から運営体制の強化が望まれます。

(3)サイバーセキュリティ事案への対策等に関する監査結果

- 2023 年度に発生したサイバーセキュリティ事案に対する対策について、各監査対象部署における実施状況を確認するとともに、情報セキュリティ委員会への出席等を通じて機構レベルの対応状況を確認しました。
- 各部署の監査では、情報資産の管理と重要情報の識別・保護・アクセス管理(特に重要度3情報)について適切に対応されていることを確認しました。情報漏洩対策として一部部署では電子メール誤送信防止のためのツールを導入する等の対応が取られていることも確認しました。
- 安全なリモートアクセスの導入や通信制御・可視化に向けた JAXAnet の換装が行われる等、機構レベルの対策が全体として適切に進捗していることを確認しました。一方で、内部監査におけるセキュリティ・情報化推進部と各部門の役割分担と体制やコミュニケーション強化の必要性等に関する指摘の他、外部機関によるマネジメント監査でも複数の指摘事項が示されており、マネジメント面を含め引き続き改善を継続し、JAXA 全体の情報セキュリティを強化していく必要があると考えます。

3. 経常監査

- (1) 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、安全審査委員会、環境経営推進会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いのか、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました(2025年度は、令和7年度決算関係書類の提出など)。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る会議等に参加し、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案への再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

- (2) 監事は、機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じて情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に参加し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

- (3) 監事は、主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、鹿児島宇宙センター、角田宇宙センター)について監査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、一部施設設備の実地調査等により確認しました。また、その他の事業所等については、モスクワ技術調整事務所、西日本衛星防災利用研究センター、大樹航空宇宙実験場の往査を行いました。

さらに、主要な組織(経営企画部、調達部、調査国際部、宇宙戦略基金事業部、施設部、航空技術部門(航空機DX技術実証(XANADU)プロジェクトチーム)、研究開発部門(研究戦略部、研究推進部、CRD2フェーズIIプロジェクトチーム))について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧等により確認しました。

- (4) 契約の適正性についての監査

- 監事は、今年度開催された契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正性及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。
- 監事は、5億円超の契約伝票(支出契約607件2,798.8億円及び収入契約77件1,147.9億円)の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

- 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会(開催 41 回、案件数 3,262 件)の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

(5) 財務諸表等の監査

- 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受けるとともに、2025 年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、宇宙戦略基金勘定や補助金繰越等への対応状況などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。
- 補助金繰越の中で事故繰越額が近年増加していることを確認しました。事業運営上止むを得ない面はあるものの、再度の事故繰越は出来ず、計画見直しのリスクが生じることから、関係部署における適切な予算管理・運営が望まれます。

(6) 会計監査人との連携

- 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、監査に立ち会う等、必要に応じて説明を求めました。
- 監事は、会計監査人から、2025 年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2025 年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。
- 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。

(7) 内部監査部門・業績評価部門との連携

- 監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査やセキュリティ監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。

(8) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会に出席したほか、他の独立行政法人及び国立研究開発法人の監事と情報交換を行い、監査の参考としました。また、日本監査役協会の監事情報交換会等に参加し、得られた情報を監事監査に反映しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定^{*7}において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2025 年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以 上

⁷ ・独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日)
・独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成 21 年 12 月 25 日)
・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日)
・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日)